

令和 6 年 2 月 6 日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市まちづくり推進審議会
会長 平 田 富士男

市民主体のまちづくり活動の活性化に資する方策について（答申）

令和 5 年 7 月 24 日付う～037 で意見を求められましたみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

地域自治協議会が取り組む地域課題の解決に資する事業に対し、市が交付している「地域自治協議会事業一括交付金」の分配方法の見直しについて審議しました。

現行の分配方法は、事業費の総額を市民税の 1 % とし、2 割分を均等割、8 割分を人口割としています。

現行の分配方法では人口規模に大きく比例するため、人口規模が小さな地区への交付額が少なくなり、まちづくり活動の停滞や活力低下が懸念されます。また、人件費についても賃上げに加え、まちづくり活動の充実に伴い事務局の業務量が多くなるとともに、事務局職員の確保に苦慮されているという各協議会共通の課題があります。

今後、人口減少や少子高齢化の進行が予想される中、地域を維持していくためには、参画と協働のまちづくり活動の推進はさらに重要になります。

このため、以下の事項に留意し、継続的に地区まちづくり活動の推進に取り組まれるよう答申いたします。

- 1 一括交付金について、人口規模が小さな地区にあってもまちづくり活動が充実していくよう、事業費総額の拡充を含め、均等割、人口割の配分を検討すること。
- 2 一括交付金人件費分について、地域で事務局職員の確保につながるよう、活動状況や社会情勢等を鑑み、柔軟に見直しを行っていくこと。
- 3 地域運営組織が次のことに留意して地区からの自発的なまちづくり活動を推進するよう支援・指導すること。

- (1) 地域課題を地域住民間で共有すること。
- (2) 地域課題の解決に向けて、効果的な事業となっているかを継続的に点検していくこと。
- (3) より多くの人に参加できるよう工夫すること。
- (4) 可能な範囲で活動経費を自ら調達するなど、活動が経済的にも自立する方向を模索すること。